

第九十一回国会 参議院 大蔵委員会 会議録 第三号

昭和五十五年二月二十一日(木曜日)
午後五時五十九分開会

政府委員

委員の異動

二月十五日

補欠選任

三浦 八水君
小巻 敏雄君

藤川 一秋君
佐藤 昭夫君

二月二十日

補欠選任

和泉 照雄君

鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

委員長 世耕 政隆君
理事 中村 太郎君
細川 護国君
矢追 秀彦君
中村 利次君

委員

説明員

事務局側

常任委員会専門員

説明員

科学技術庁計画局資源課長
法務省訟務局租税訟務課長
資源エネルギー庁長官官房鉱業課長
日本専売公社副総裁
日本専売公社理事

国務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

○租税及び金融等に関する調査

(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、三浦八水君及び小巻敏雄君が委員を辞任され、その補欠として藤川一秋君及び佐藤昭夫君が選任されました。

また、昨二十日、和泉照雄君が委員を辞任され、その補欠として鈴木一弘君が選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

去る十四日の委員会におきまして、財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴取いたしておりますので、これより大臣の所信に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 先日の所信表明で大臣は、財政金融の課題及び当面の財政金融政策について御説明がございました。この所信表明をお聞きしておりまして、一貫して流れているのは、何となく太平ムードといえますが、非常に楽観的な見通しをお持ちになつてゐるのではないかと感ずる節が非常にございます。それらの点について、ひとつお聞きをいたしたいと思います。

まず第一に、最近の経済情勢の中で、消費者物価は現在のところ総じて順調に推移している、しかし卸売物価が上がつてきているので警戒を要する状態だといふ程度でございます。しかし、そういう状態ではないのでなからうか。そのことは、日銀が公定歩合を上げたといふふうなことにございます。非常に緊迫している物価の状態だということとを私たちは察知するんですけれど、大臣の所信

表明の中に見られる限り、まず順調にいつてゐるというふうなことでございます。

そうでなくて、むしろ私は、大臣が、しかも卸売物価がこれだけ上がつてゐるんだから消費者物価にもはね返つて、きわめて厳しい状況に先行きなるというふうにお話しになるかと思つたところが、それでもなかった。一体どういふ根拠でこういう太平楽が並べられるのか、ひとつ改めてもう一度お伺いいたします。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、私は「安定した消費者物価を維持しており、現在のところ総じて順調に推移している」と申し上げてゐる状況にありません。と、こういうことを申し上げました。

確かに、消費者物価で見ますと、今年度の実績見込み四・七％というものは、それは達成できるという状態にあるかと思われまふ。したがつて、総じて、言葉の上ではそうなつております。

確かに、OECD等の発表を見ましても、十二月だけ見ましても、アメリカが一・三・三、ドイツが五・四、フランス一・八、イギリス一・七・二、イタリア一・九・八、日本が五・八でございますので、十二月になつてからドイツよりも前年同月比が少し高くなりましたが、十一月までは世界で最低と言つて表現がオーバーでございますが、まあやや安定しておつたと思ふのであります。

したがいまして、そういうことから見れば、消費者物価が実績見込みの四・七％というのは、これは総じて達成できるといふ考え方を申し述べたわけでございますけれども、いま丸谷委員御指摘のとおりでございます。一番今度は最近の分でございますと、二月上旬には前年比〇・七％、これは卸売物価でございますけれども、前年同月比は実に二〇・二％と上昇テンポを速めております。

その上に消費者物価は一月の東京都都区部での速報

で前年同月比で六・二％、そういう状態になっておりますが、この原因を見ますと、一部野菜価格の高騰というものが、一月の東京都支部の連報では大変影響しておる。しかし、いまはこれでごさいますけれども、将来にわたっては、委員御指摘のとおり、この卸売物価が消費者物価に大きな影響を与えてくるということは、これは否定できない事実であらうと思つております。

したがって、そこでやはり、もとより優等生答弁としましては、絶えず景気、物価面にらみの中に適時適切な政策を弾力的に運用すると申ししますもの、当面、物価というものはやはり重点を志向せざるを得ないという認識に立つておるところでございます。

したがって、物価関係会議を行いました後、いわゆる公共事業費の留保という措置もその一つのあらわれでございますし、そして、日銀がこの十九日から公定歩合の引き上げを行われたと、それについての連動しますものも金利につきましましては、いま各段階でそれぞれ結んでおるところでございますけれども、これらが影響をいたしまして何とか少しでも落ちついてくれるようなことを期待しながら、厳しい姿勢で物価対策には臨んでいかなければならぬというふうに考えておるわけでありまして、基本的には、丸谷委員の認識と一致しておると申してもよからうかと思つております。

○丸谷金保君 どうも基本的にはそういう点で心配しているとおっしゃるんですけれど、所信表明の流れを見ている限り、それほど厳しく受けとめていないように思えたので、あえて御質問申し上げた次第でございます。

それで、いま大臣は、野菜等が上がってきたというところで六・二％という数字が出ていますけれども、総体として四・七％で抑え込めるといふふうなお話でございます。しかし、たとえばこれは野菜だけでなくて、東京都の調査によりますと、これと入学する新人児童の学用品類、これらが全体で五・八％、そのうち机などは七％、ランドセル

に至っては一三％も上がっているというふうに、決して私は、いま大臣が言われたように、野菜がちょっと値が高過ぎるから六・二％になったんだというふうな、なまやさしいものでないというふうに思われるんです。これは、三十九品目のトータルしたもので五・八％という数字が学用品で出てきております。これからいって、大臣の認識のようにならう程度のものでないと思つておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 数字の上では、確かに野菜の高騰というのが非常に響いてきておることは事実でございます。しかし、そののみであるとはもとより申しませんが、それがかなり異常なものであった。したがって、その野菜の問題はいろいろな施策をいま展開しておりますが、今度春野菜はかなり下落するのではないかと見通しを立てておりますが、その下落というのはまた生産者との問題も起こってまいりますので、容易なことではないなと思つて、やはり日銀が行われた公定歩合の引き上げがどういふふうに響いてくるかということも冷静に見守りながら、さらに監視していかなきゃならぬ状態にあることは事実であるというふうに、私も理解しております。

○丸谷金保君 次に、国際収支の関係でございます。

国際収支が大変悪くなつてきているというの、石油の値上がりというふうなことが大きく響いてきておると思ひますが、公定歩合の引き上げというふうなことから国内の景気がいささかでも後退するようなことがあると、一方では、赤字基調の国際収支というふうなものとあわせまして、消費者物価の全体を引き上げる要因になりかねない大変重要な問題を持つておると思ひます。この点につきましても、大臣は、国際収支は赤字が非常に大幅にふえてきて財政収支の不均衡にもなつてきているというふうなことをおっしゃつておりますけれども、しかし、その反面、世界貿易拡大のための東京ラウンドの交渉が、これから大きく成果を上げていくことになるだろうというふう

なことを申しております。

石油の関係がいろいろな形で大きな影を投じてくる中で、一体、この東京ラウンドの交渉でまとめたものが、果たしてそのような自由貿易の形の中でうまく進んでいくと大臣お考えですか。いくと思つていらっしゃるからそういうふうにうたい上げていらっしゃるけれども、どうも大変心配な点がたくさんございまして、この点、もう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) この国際収支の点につきましても、これは非常に兼ね合いのむずかしいところでございますけれども、きょう、きょうの段階——きょうまだ終り値を聞いておりませんが、大体やや円安傾向でございます。それはいろいろな理由がございまして、そうして一方、輸出の契約が若干また伸びてきておる。そうすると、これがまた、ある意味においては貿易摩擦の問題にもつながる。まあ非常に複雑な中でありまして、やはり傾向として見ますと、国際収支の問題は、五十五年度を見てみますと、やはり逐次いわれる赤字幅が減つていくという傾向にはあるのかと思つております。

しかし、全体的に、これは先進国全体の問題として見ればそれまででございますけれども、いわゆる産油国へ富が移転したとでも申しましようか、そういうことからして確かに大きな影響がございまして、これも注意しております。どういふ形で物価にはね返つてくるかわからない。非常にこれは慎重に対応していかなきゃならぬ問題でございますので、それについても現在国際収支が赤字だからといって、いわゆる日常の貿易そのものに困るという状態ではもちろんございせんものの、物価に対する影響というものは、それも大きな要因の一つになるという観点で、これに対応していくということにも変わりがございせん。

○丸谷金保君 実は、国際収支の問題については私は大変心配しておるんでございます。一方で、国内公定歩合を上げて、消費者物価、卸売物

価等を過熱させないために緊急の措置をとらなければならぬほど、国内の経済の先行きというものは大変な状況でございます。これは各新聞の論調を見ましても、形を破つた公定歩合の引き上げであるとか、初めて予算審議の最中に公定歩合を上げるという、いわゆる聖域を一つ突破したんだというふうな表現を使うくらい、これは異常な状態なわけでございます。しかし、国際収支の問題とあわせて考えますときに、こういう金融措置、そういうことだけでやっていくことはとてもそれはできるものじゃないんじゃないかというふうなものが、それぞれ各新聞のこの問題に対する論調でございます。

したがって、それに続くインフレ防止策、こういうものをやつていかなければならぬんですが、実際には、ああいう引き続いて公定料金が上がるというふうなことがメジロ押ししておりますので、金融の抑制というふうなことだけでインフレを抑えていける、そういうことにはとてもつながらないんじゃないかと、こう思つております。

特に、八〇年代は東京ラウンドの幕あけだといふふうな、非常に大蔵の皆さん方が御苦労なさつた本がついに、二、三日前に出ました。高らかにうたい上げておるし、なかなか大変だったと思つております。しかし、一方で、すでに新聞等でも盛んに問題になつておりますアメリカとの自動車の問題等が起きてきております。これは一体、東京ラウンドというふうな自由貿易主義を高らかに八〇年代の初頭うたい上げていたやききにこういう問題が起きてくると、一体東京ラウンドというふうなものはそのまゝ八〇年代を走ることができのうかという危惧を持つております。

自動車の問題は、具体的なことになると、これは通産大臣の所管なので大蔵大臣にそういう質問をしてもらつては困るのだと、再三私のところに話があつたんです。ですから、これは具体的な問題というよりも総体的にとらえて、その一つの事例として申し上げたいと思つて、国際収支の赤字の問題にしましても、アメリカの赤字と日

本の赤字では本質的な違いがございます。

たとえば、アメリカの赤字の一番大きな問題は、多国籍企業といえますか、どんな資本が外国へ出ていって、あちこちでたくさん仕事をやっております。結局、このことは、仕事はそれぞれの国に分けてやってもうけられ、もうけだけはアメリカへ持ってきますよと、こういう形になっております。そのために赤字が起こつてくるわけですね。そしてまた、アメリカの国内で失業者もふえてくる、こういう結果をもたらすのは当然だと思ふんです。その穴埋めを今度は、日本の自動車産業を自分の国へ持つていって雇用の促進をしてくれと——ちょっと筋が違ふんじゃないかという気が、実は非常にするわけがございます。

そのことについては、フレイザーさんが来て相当強い圧力をかけたようですが、なかなかまだ大手の自動車メーカーが色よい返事をしない、政府もこれについてはできるだけ協力するというふうなことを言っておりますが、こういうことをやっていたら、先ほどの物価を抑制し国際収支を直していくというふうなことは、一体できるのでしようか。

たとえば、アメリカから日本に、昔はコカ・コーラなんかノ・ハウがあるからということであれでしたし、IBM以下こちらへ来て仕事をやっております。これらが全部またアメリカへ引き揚げるというふうなことになるば、国際収支の面ではアメリカの赤字というものはぐっと減っていくわけですね。そういう余裕を持っています、アメリカの場合は、まして、自分のところの通貨で決済をしていくんですから。しかし、日本の場合、全くそれと違ふわけですね。

なぜ、アメリカの多国籍企業が原因で起こくる失業者に対して、日本の自動車の労働者全体を、押せ押せで日本の労働者の首切りにつながらようなどうなアメリカに見なされるならぬのか、東京ラウンドの精神からいって、ちよつと違ふんじゃないかと思ひます。このことをなぜアメリカに強く言えないのかということについて、ひ

とつお答え願ひます。

○國務大臣(竹下登君) これは、丸谷さんの感覚と私の感覚と違つておるわけはございせん。確かに、いまこれからまた御審議いただくことになろうかと思ふのでありますが、関税というものは、生産者保護といふことが、国内産業保護といふことが大きな目標に設定されたものであります。一方、東京ラウンドといふのは御指摘のとおりで、貿易の自由化の原則に従つて、おおよそ地球上に生存する人類が安価にして良質な物をどこからでも享受できるという精神がそこにあるわけですね。そういうことに何年かかかつて合意を見た。そこでまた、別の意味においていま自動車を例に取り上げられましたが、二国間にある種の摩擦といふものが懸念されておるというのが実態であらうと思ふのであります。

それに対して、対米交渉の際、政府は弱腰じゃないかと、こういう御意見も一つあらうと思ふのであります。確かに従来、これは大蔵省サイドから見ますと、開港銀行などの窓口から見ても、かつては輸出競争力をいかにしてつけるかというので、自動車産業に対して低利な資金の供給をして、一方、エンジン等に至るまでを自由化しないので、そうしてある時間、日本の自動車産業に力をつけてきたわけがございます。もうそれも

ついでに、十五年ほど前の話になります。それが今日力がついてきて、そうしてアメリカの自動車産業——とにかく省エネの車でございすから、これは大蔵大臣としてというよりも、私の友人が申しておいた言葉として申しますならば、いまアメリカで選挙をやるには、日本の車の輸入を禁止しますと言ふよりも、日本の車の輸入をもつとふやしますと言つた方が票がふえるという話があるぐらい、いわゆるニーズそのものが、安価にして良質で省エネだから売れるのはあたりまえじゃないかと。したがって、この間フレイザーさんが見えなくなったときも、某閣僚の方々が、あなたの方の自己努力の欠如を日本にしりぬぐいさすといふことはいかぬものですかと。これ

は私はきわめてタイムリーと申しますか、適切な発言だと思ふのでございす。

しかし、いづれにしても、これは二国間の問題でございすので、したがって、向こうでは輸入禁止しようという動きがある。法律を出すという人もおる。しかし、これが現実問題になり得るかどうかといふことになりす。私はきわめて疑問に思ひますけれども、そこで新たな問題としてトヨタさんや日産さんにアメリカに出てくれんかと、こういう要請が来ておる。これも總体的にはいいこととてございすけれども、日本の下請の問題がどうなるか。労働条件も違ひますので、また日本の労働者の雇用の問題にどう影響するかといふことで、企業としてもにわかには踏み切るといふ状態にはない。

そういうような複雑な絡み合つたいろいろの問題を、まさに総合的に勘案していかなくやならぬ状態とてございす。その中に、いま御指摘のいわゆる国際収支といふものの持つてくる物価に対する影響といふものも配慮していかなくやならぬ。そういう非常に複雑な中で、私は最終的には日本人の今日までたゆまざるバイタリティーといふものを評価しつつ、そののしかしかり取りといふすか、お手伝いの方向が誤つちやならぬということと、まさに適時適切な弾力的運営によつて対処していかなくやならぬと、結果としてはそういうお答えにならざるを得ないではないかといふふうに考へております。

○丸谷金保君 そこで次は、大臣は財政の再建の問題に言及しておるんです。ここへくると、きわめて財政の安定を図らなければインフレ要因を持ち越すことになる、一兆円を圧縮することによって踏み出す、こういうような言い方をしておるわけがございす。しかし、公定歩合を上げて、それから円が安くなつてきて、公共料金を上げる。それから、もちろん税収の増加も見込んでおるわけですね、インフレを抑え込むためにですね。そうすると、結局、市中の金融状態といふものは非常に悪くなります。果たして、十四兆というよう

な国債の消化がいままでのように全体をながめた上でできるかどうかという懸念を、非常に実持は持つてくるわけなんです。

で、私は昔銀行にいたことがございすので、日銀券の流れといふものは大変興味を持って見ております。五十年から五十五年の最近までの日銀券の発券高の状況を見ておりますと、これは確実に一〇%前後ずつふえておる。これは、経済の成長率がこれについていっておる限りにおいて悪性インフレの要因になるほどのものではないわけですね、一つは赤字国債をなし崩した価値を下げていく効果を非常に持つてくるわけですね。

政府は、インフレを抑えらんぞと云々いながら、きわめて巧妙に日銀券を増やさせながら国債政策をとつて、その支払いの段階では非常に楽になる。十兆円のは、やがて支払いをするときの貨幣価値は一兆円程度の価値はなくなつて、全体としての財政規模と経済は大きく見えるけれど、中身は、現在の金融政策のツケをそうした形で徐々に物価高、インフレを行ないながら処理していくこととしておるのじゃないかという感を強くするんです。本当に抑え込んでいくのなら、経済成長率に合わせた程度に、これはマネーサプライも含めてもう少し考へていかないと、ここら辺からも実は非常に心配する面が出てくるんですが、いかがでございすしょうか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる銀行券の平均発行高あるいはマネーサプライの問題についての言及でございす。いまのところ、マネーサプライも十二月で一一・〇でございす。一月も恐らく大体同じ程度ではなからうか。これには日銀当局も、この問題が大きくインフレを押し上げる要素になるとは思ひます。ところが、これは日銀に言ひますが、いま丸谷委員の御心配なのは、極端に言ひますと、戦時国債などが貨幣価値の低落によつていわゆる紙切れ同様にたつてしまつたと同じような形で、インフレの高進の中で、いま発行されておるこの国債がかつてのそのような姿をと

った場合は政策的に全く過ちであつて、それこそ迷惑をこうむるのは国民だけだ、こういう御指摘は、そういうことになつてはまさにそのとおりだと思ふのであります。

したがつて、それがないようにするために、政府といつたにしても實際問題、もとよりこの日銀引き受けというものはこれはもう禁じられておるわけでございませうけれども、これが消化についても、そしてまたその発行条件についても、まさに適時適切な対応をしなければいけません。特に公定歩合が上がつた今日でございませうから、たまたま、それこそ三月発行のものに對しても、どういふ条件にするかということも取り急ぎ決めなさいかぬ状態の今日でございませう。

で、それらも適当に決めながら、しかも今度はこれもまた適切な、御質問の中にお話のございましたことが国債消化という問題をどうしていくかと。結局私は、これが補正で一兆二千二百億減さしていただいた、あれが引き受けがどうやらできることになつたと、こう思ふのでございませう。

したがつて、来年度は初めから一兆の減額をして、そしてその上に結局シ団引き受けと公募というものを、資金運用部原資事情が厳しい中で資金運用部引き受けを二兆五千億としたことによりまして、シ団引き受け及び公募が十一兆七千七百億円と、五十四年度当初に比べて二兆円圧縮するといふ形で、これは補正後で比較した場合におきましてもシ団引き受けが六千億円の減額をこの結果としてなすので、私はこういう状態の中でも消化することは可能であるといふ目安の上に立つておるわけでございませうけれども、一つ一つが複雑に絡んだ経済運営でございませうので、事実、日銀のまさに専管事項でございませうところの公定歩合の引き上げにいたしまして、今度は経済政策運営全体の立場から言へば、大蔵大臣にもそれなりの責任がございませうけれども、これらもあえて勘案して、私はそういう心配のない形で運営していかなきゃならぬ。本心に曲乗り

みたいな感じがしておることは事実でございませう。

○丸谷金保君 大臣、大蔵自信のある御答弁をいただいて安心するわけですが、ただ気になるのは、戦時国債のときといまの国債の引き受ける相手が全く違ふんです。いいですか。

ですから、戦時国債でございませうから、個人は余り抱いてないんです、国債を。抱いてるのはほとんど金融機関なんですよ。金融機関は、現金の流れを見ておられますと、年末その他で非常に貯金が大きく出ていくというふうな時期になると、日銀券がどうしてもよい必要ですから、買ひオペで日銀の方へ戻つてくるということが起きているわけなんです。そして、そういう点で、日銀の資産残高の中で国債の占める割合がだんだんふえてきていられるんです。それから一方、市中銀行のマネーサプライの方で見ますと、個人の預金は余り変わらないうんですが、法人預金が驚くほど小さくなつておられます、これは一々数字を挙げなくても御存じだと思ひますけれど。

このことが、これからの景気、それからいわゆる税収、国債の不消化、そこへもつてきて、従来と全く違ふパターンとして石油の圧力というものが従来にない大きな要素を持つてくると思ふんです。たとえばエネ調では、今後十年間の経済成長率を五・七％ぐらいに見ておるんです。しかし、これを五・七％に見ておつて、六十一年の予測を立てておる中で、やはり圧倒的に石油に依存する度合いが大きい。それから、新エネルギーの開発にも相当の数字を挙げておられます、エネ調では。挙げておられますけれども、実際にはこんな数字の新エネルギーといひますか、代替エネルギーができるはずがないんです。それを見込んでおかつ五・七％の経済成長率を見込むといふことは、私たちがとてもこれだけの経済成長率を見込んでいくことは不可能ではないかと思ふ。

は言えませうけれど、こういった一連の數値を調べていきますと、どうしてもまだ当分石油に依存しなかならない。そして、石油依存度によるところのいわゆる産油国機構に対する赤字といふものは、もう五十五年度以降四百億ドルを超えるんじゃないかと言われておられます。そうすると、四百億ドルを超えるといふことは、その分どこかで黒字にしていかなきゃならぬといふことです。アメリカあるいはその他の国に對して、大きな黒字要因をいつも抱えておかなければならぬ。そういうことがそう簡単にいくでしょうか。そうすると、これらが国内の経済にはね返らないはずはないんです。

大臣のいまおっしゃるような、そういう樂觀的なといふか、まあ樂觀はしておらないでしよけれど、何とか現在のパターンをそのままにして日本人の英知で乗り切れるだろうと——思ひ切つたところで財政の見直しもしなければならぬでしよ、経済全体、国民生活の全体を見直さないうん、何かこう奈落の底がかいま見れるといふうなことを言つておられる人がおられますけれど、そういう感じがつくづくするんですが、いかがでございませう。大丈夫でしよるか。おれに任せておくと、こう親分のように胸をたたくますか。

○國務大臣(竹下登君) いや、とてもおれに任せとおけといふほど私もうぬぼれも自信も持つておられません、いまおっしゃいますように、あのエネ調の計画あるいは今後新経済社会七カ年計画のフォローアップで実質成長五・五で計算するとか、いろいろその計算の方法は別といたしまして、いま基本的にお話のございましたところの、大蔵に産油国へ富が移転して、その分をどのようにして穴埋めをするかといふふうなことになるまいと、それは私もとても容易ならざることであります。こういうことは十分感じます。したがつて、まさに総合的にエネルギーの節約とか、代替エネルギーの開発とか、そういうものを一方で進めていかなければならぬと同時に、やはりそれにかかわるべきいわゆる貿易の点も当然考慮に入れなかなければならぬ。

ただ、そこでむずかしいのは、貿易問題ということになりますと、すぐ日本の貿易といふのは、あるいは特定の地域とか特定の国に對して集中的にこれを行うではないかといふ、経済摩擦を起しかねないような国際的環境がすぐできあがる危険性もある。それをきわめてなだらかにやうといふところに、大蔵むずかしい問題がある。

私が絶えず申しておりますのは、今日、事実一九六〇年代を見ますと、それこそ三ドルぐらいから一ドル七十分セントぐらいまで下がつてきた油を、まさにじゃぶじゃぶ買ひ込んで高度経済成長の道をひた走り走つてきた。そして、七〇年代になりました、七一年のドルの兌換停止からまさに国際経済社会の中へもみ込まれてしまつて、しかし、そのときに、国民に新しい負担を求めないで、いわゆる政府が借金して今日の経済運営をやつてきたといふのも、それなりの私は国民の選択は正しかったのではないかと。政府が肩を懸らしていられる問題ではないかと思ふのでございませう。そういうことを国民が選んだわけではございませう。したがつて、それが限界に達して、そして不確実性の時代とか不透明な時代とか言われる八〇年代に到達してきた。そうすると、容易ならざる事態だと思ひます。

ただ、いつでも申しますのは、どんな時代でも結局、日本の労使——私は日本の企業の自助努力といふ言葉の上に、まさに労使の慣熟した自助努力とあえて言つていいと思ふのです。まあ官公労等多少別の問題がございませうけれども、そういうものが、私はこれからいよいよ総合した言葉で言うバイタリティーとして、それに適時適切な運営のよろしきを得ればこの難局は乗り切れる、また乗り切らなかなければならぬ課題であるといふふうな考へております。

○丸谷金保君 大臣から、初めて難局といふ非常に緊張した表現の御答弁があつたので、実は大臣はいろいろなことを前段で言つておられますけれど、相当厳しいということを御認識しているんじゃないか

と言うのは、先日の方針の中で非常にデリケートな発言をなさっておるわけです。これはずっと最後の方でございますけれど、「財政投融資計画につきましては、厳しい原資事情に顧み、事業規模、貸付規模を抑制しつつ、住宅、中小企業金融、エネルギー対策等重要な施策について資金の重点的配分を行い、国民生活の安定」と福祉の充実にと、こう言っておるわけです。ところが、この配られました原稿によりますと、ここに「国民生活の安定、向上と福祉」と書いてあるんですよ。ほとんどの原稿そのままお説みになったのに、このところだけ「向上」という言葉を大臣はお取りになつてゐるんです。

これは実は私は大変なことだと。大臣は、もう国民生活の向上というふうなことは、これはいまのこういう厳しい難局で願うべくもないんだという考え方を持っておられるので、ずっとそのとおり読んできた原稿のここだけ外したんだな、そういう角度でもう一回読み返してみます、きわめめて国際収支、石油の重圧、日本における代替エネルギーの開発のおくれ、公共料金の値上げ、国債を引き受ける銀行の内部の預金の中身の固定化、これらが相乗的な効果の中で、インフレに持つていくが、国民生活を抑え込むしなければならならぬんだというふうなところに行く、こう考えにのたまっていたものですから、ここでうっと詰まっています。「向上」だけ、あのとき一瞬大臣は考えました、そして抜かしたんです。実に含みのある抜かし方をされたので、こちらに本当の腹が出てきたのだななと、それで実はいま長々と全体についての御質問間をされたわけで、いかがなですか、なぜこのところまでこれだけ抜いたんですか。

○國務大臣(竹下登君) いや、私は正確に読み上げたつもりでございますが、この間からあるいは思ひますのは、国会で御答弁申し上げておる段階において、現在の水準を守ることが精いっぱいでありますという表現をよく使っておるわけでございます。現在の水準をさらに向上さすということです。

を控え目に使っておりますので、そういう癖があるいは出たかと思うのでございますけれども、本来、私はやっぱり福祉にしましても何にしましても、いまの水準を守るだけでも大変でございますよということば言っておりますけれども、向上という言葉を意識して抜かそうとは必ずしも思わないのであります。

元來、向上がなかったら、やはり人間じゃない限りなき欲求を追求する動物であり、政治、また無限の理想への挑戦であるとするならば、やはり向上というものはなくちゃいかぬと思いますが、厳しさの余り最近の答弁の中で、維持していくだけが大変ですよというトーンでいろいろなところでお答えしておけることは事実でございますので、そういう認識があるいは飛ばしたかもしれません。

○丸谷金保君 いや、私はこれは飛ばしたので、さすがに大臣は本物で、役人の書いた原稿をすらすらと読んでいる中でも、一瞬飛ばすところは飛ばすのだなと思ったんですが、そうじゃなかったわけですね。

○国務大臣（竹下登君） 辯が出たのか、その辺は御判断にゆだねます。

○丸谷金保君 実はそれで、エネルギーの問題なのでこれはあしたのエネ特で詳しくやりたいと思うんですが、特に一つだけ、これは大臣でもどなたでも結構でございます。

新しいエネルギー開発に、非常に国の予算が少な過ぎるんです。私は昨年の五月三十日の本会議で、決算の代表質問でこの問題を取り上げました。五十二年度の決算ではわずかに四十八億なんですよ。ところが、そのときの通産大臣は、いやいんですよ。五十四年度は、それはいまは百二十億ぐらいにふえましたと言っているんです。私のそのとき申し上げたのは、四國に三つも橋をかけるぐらいな申しあげたのは、あれ一本削れば少なくとも一千億から一兆円程度の膨大な代替エネルギーの研究計画が立つんではないかというふうに質問したのですが、何か違った違いで、何%かふえたというふうな程度に、

実は通産大臣はそういうふうに答弁しておるんです。

本会議ですから、それは再質問ができませんで
 したのでその場はやむを得なかったんですが、そ
 ういう角度で見えておりましたところ、その代替エ
 ネルギーの研究の焦眉の急として特定重要総合研
 究推進費制度というのを通産がことし要求したや
 つが全額削られた。そして、これらはいわゆる調
 整の中でやっていけるから大丈夫だということ
 で、十五億あるので研究をしていくには差し支えな
 ないと、通産の事務当局の方たちは言っているん
 です。ですから、これは制度としては削られたけ
 れども研究としてはできると、こういう言い方を
 しておるんです。ところが、これはエネ調のこの
 計画その他から必ずしもこれが確実なものとは言
 えませんが、五年、十年先の一つの指針を出し
 ております。そういう中で考えておる代替エネル
 ギーなどには、とてもこんな程度のことをやった
 のでは追いつきやしない。もう最初から、できな
 い数字が出ていると言ってもいいくらいな状況に
 なってしまうんです。

大臣ひとつ思い切った、代替エネルギーの研究には、いや十五億あるから大丈夫なんだというふうなことでなく、本当にもう思い切った捨て金を捨ててもいいつもりで、実際には研究というものはそういうものです。まだ予算をやっている最中ですから、これからでも遅くないんですから、エネルギーの研究開発に思い切った大蔵大臣として財政投資をする考えがあるんだということを一言いだけないか。そのことによって、あしたのエネルギーの委員会におけるわれわれのまた議論の仕方が違ってきますので、ただだけないと言うなら、ちょっとあとこれからまた出てきますので。

○説明員（石田寛人君） 補足的にお答え申し上げます。

先生御指摘のエネルギー研究開発関連経費でございますが、御指摘の特別研究促進調整費十五億円を十分活用いたしましてこれに当たることは当

然でございまして、おっしゃいましたように、私も全力を挙げて努力さしていただきたいと考えております。

なお私どもエネルギー研究開発全体——原子力あるいはそれ以外のもの全体を含めまして、現在お願いしております政府原案では約三千億円ぐらゐになつておりまして、これは特別会計、一般会計合わせてございますが、昭和五十四年度に比へまして五〇%近い増でお願いいたしておりますので、もし予算がお認めいただけますれば、この予算によりまして、私ども全力を挙げてエネルギー研究開発に努力してまいりたいと、かように考えておる次第でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○国務大臣(竹下登君) 私は、実は丸谷委員の思想は私なりによくわかりますけれども、どういう研究にどれだけ金のかかるものかということとは、不敏にして知識がありません。

まあ、研究開発というのは、それこそ顕微鏡の中をのぞきまして科学技術の研究をしていくという研究開発もありますし、また一方、地震の研究などというのは、大変な舞台装置をしてがけ崩れ

は、まさに長期にわたるものもあります。しかし、代替エネルギー対策というものに対して、少なくとも今年度対応していった財政当局の姿勢と

いうものは、これだけ乏しい財源の中でこれだけの伸び率というものを見ましたときに——それにはまた、特別会計等をおつくりいただくことに対しての御協力もいただきながら、私はそういう姿

勢はこれからも買っていていかなきゃならぬ課題であるというふうに考えております。

○丸谷金保君　研究する方はこれだけあれば十分だと言っているんですから、それでいいということ

それと、そんなにやってないんです。やってな
わなきやならないんですよ、もつと欲しいと思っ
ても、いいですか。

いから、私たちこんなことで一体五・七％というふうな経済成長率を維持して八〇年代いけるのかと、とても心配なんです。たとえば先ほどの代替エネルギー、ほとんど昭和六十年くらいまでの、五年くらい後でも石炭液化が中心なんです。いいですか。ところが、石炭液化なんというのは、これは大臣に詳しいこと申し上げませんけれど、石炭液化なんというのは設備をしてから実際に動き出すまでに相当年数かかるわけです。そうすると、エネ調の計画の五分の一も、実際には昭和六十年には動かないと私たちは思うんです。そんなことわかり切っているんです。ただ、五・七％から逆算していくと、どうしてもその程度見込まなきゃならないから見込んであるような数字が出てきております。だから、急ぐんです。

たとえば、いま海流のあれをやっております。ただ、もつというんなことを民間でもやっております。そういうことがちつと吸い上げられていないんです。金を出さないから。

その一つの例として塩があるんです。これ、塩は大臣の方に関連します。で申し上げたいと思うんですが、大島でつい最近、波の力で無重力ポンプを使って潮を上げて、それをタワー式製塩法というんですが、上から海水を落として風の力で塩水をつくるというやり方で、全くエネルギーを使わない製塩法が始まっているんです。これは専売公社が研究することは認めません。なぜなら、海水から塩をつくるということは法律で禁じられておいて、お伊勢さんとか、ごくわずしかかやっているとはいけません。これを認めてくれたことは大変いいんです。しかし、今度はそれを頒布しちゃいけないということなので、研究できないんです。無重力でやっているのがね。それはやっていますよ、あちこちから浄財を集めて、一口千円ずつでカンパしてくれなんて回ってくるんです。こういうところへ思い切って、そういう代替エネルギーなんです。それからやればいいのに、なかなかそういう方はそういうことで詰まっています。

一方では、いまの製塩法というのは、もう本場に石油エネルギーを消費する製法なんです。その方が大蔵省はみんな統一しちゃいます。これはその方がコストが安くなる。ところが、石油がこれだけ上がったとすると、決してコストが最初の計画ほど安くないから、専売の事業の中でも塩の方は赤字なんです。一方では、そういう形のものを持ちとも頒布することを許可しないから、研究は伸びられないんです。こういう点について、ひとつお考えをぜひいただきたい。これについては専売公社の方から来ていると思いますので、ひとつ、どうしてその頒布する方を許可しないのですか。

○説明員(飯田頼之君) いま先生御指摘の伊豆大島の製塩試験のごことでございますが、概要を申し上げます。塩の専売法では生産された塩は専売公社が全量買い上げる、これを収納と言っております。そういうことが原則になっております。専売公社としましては、需給上専売公社が必要としない塩あるいは非常に経済性のない塩、そういうものは収納しないというたてまえになっております。したがって、そういう塩については製造を許可しないということなんです。しかし、そういうことになりまして、試験研究の道を一般の人に対して全部封鎖するということにもなりかねませんということから、特に試験製造というものにつきまして許可するという別の道を講じております。

御指摘の伊豆大島の製塩もこれに該当するわけでごいまして、昨年そういう申請が出てまいりました。これは天然エネルギーを利用した塩の製造試験だ、こういう申請でございます。で、つくられるものも非常に少量でございますし、まあ試験でございましてから販売を目的としないという申請者の確認をとりまして、昨年の十一月十六日に許可をいたしております。ところが、その十一月に許可いたしましたその後、大島に台風が参りまして、実際には十一月にも十二月にも製塩がいたされておられません。今年になりまして、やっとまあ一月に若干稼働しておるというふう聞いて

おります。一月の製造量は、申請者からの報告によりますと、〇・三トン余りというふう聞いております。

で、まことに天然エネルギーを利用して、石油エネルギーを使わないで塩をつくるということは結構でございますが、何分まだ始まったばかりでございます。それから、申請者の申請内容によりまして、三、四人の人が従事いたしました。年間生産量は三トン足らずというふうな申請になっております。そういういたしますと、確かに天然エネルギーというものは結構でございますけれども、申請者の計算によりまして、一人当たりの年間生産量は一トンということになります。ところが、わが国でいまつくっております塩は、七工場つくっておりますけれども、一人当たりの労働生産性というのは年間千トンになっております。ということから考えますと、いかに天然エネルギーを有効に利用するとは申されまして、労働生産性、効率という点から言いますと大変な開きがございます。

まあ、そういうのが実態でございますけれども、そうはいいまして、わずか三トン程度の生産だとは申しまして、先生御指摘のように、これは廃棄を前提に許可をいたしておりますけれども、常識的に考えれば御指摘のような問題、もつたないという感じはいたします。

そこで、何分いま稼働が始まったばかりでございますが、申請者が言いますように、本場にその程度のものができるものかどうかという、もうしばらく時間をかけて試験操業の結果を見まして、安定生産になるかどうか、なった時点で、もちろん食品衛生上の問題もございしますが、そういう品質などをチェックいたしまして、その時点で流通の問題なども検討させていただきたい、こういうふうな考えでございます。

○丸谷金保君 大臣、実はいまもう聞いていて私は腹が立つてくるんです。たとえば、原則として販売を許可しないと言いましたね。例外はあるんです。ありますね。例外で認められないことはな

いでしょう。例外があるということを言わないんです。いいですか。そうすると、黙って聞いていたら、全部塩は専売制だから国家が売るので、ほかはだめなんだというふうにしかいまの答弁聞けないんです。いまの答弁を聞いてみるといいですか。しかし、実際には例外規定があるんですから、例外で認められないわけがない。例外で認める方法はある。ただし、労働の生産性の立場から認めないというのならわかるんです。しかし、前段はそう言っていないんです。だめなんだと、こういうことを先におっしゃっているんです。

それからもう一つ、非常においしい塩なんです。私は現場へ行ってみてきました。つくっているところを。彼らは使命感を持って、日本の将来のためにということと、きょうで二日、飯を食ってないけれど、三日や四日は飯食わないでも仕事ができるというような非常に厳しい経済状態の中で研究しているんです。国は何かそういうことについて、これだけ新エネルギー、エネルギー開発、私たち放の問題もずいぶん言っています。現実にはやっているんですよ、二トンでも三トンでも。これはもつときちんとした形であれば、そういう波のエネルギーを開発するという立場で国が応援できないことはないんです。

だから私は通産の方で、いま科学技術庁ですか、おっしゃったように、十分間に合っています。何を言うんだということなんです。そういう使命感を持って、われわれのこういう研究は国のためになるんだと思っていられる苦勞して民間でやっている人たちは、ちつともめんどろを見てないんですよ。しかも一方では、大臣の直轄の専売局はいまのようなことで、つくる許可はしたけれども、研究だから、労働の生産性もないし合わないから、それはまだ頒布することは認めない。いまのままで投げなきやならぬです。また、それから、わずか三トンと言いますけれども、それでも少しづつ、たとえば専売公社の塩の何倍でも売れるんです。あるいは十倍の値段でも売れ

ます。すばらしい塩なんです。甘みもありますし、にがり分もあるし、沃度ももちろん含んでいますし、非常にいい塩なんです。つめのなにかにしてもいい塩なんです。頒布できないことになっているから、私たちがもってこれないことになっていきますけれど、大臣、その塩でそこにつけてもらつたやつはどうなんですか。いいでしょう。置いておいたらつめのものになったというくらいだったら、きつといいと思うんです。ですから、非常に値段も高く売れるんです。

そういう形でそれがだんだん企業化して——省エネルギーでやっているというけれども、助長しなければならぬ政府機関がどのような答弁をなさっている。しかし、これは私も十勝ワイン、最初二キロリッターの試験醸造免許です。わずから始めたんです。農家の豆腐を製造する万力、これをヨイショヨイショと——これは労働の生産性なんかありやなかったです。で、新しい開発をしていったんです、ヤマブドウでワインをつくるときにね。それだけに人ごとでなく感じられて、現場へも行ってきただけです。

そういう立場で見ますと、いまのような官僚答弁されると、本当に腹が立つんです。幸い私は、当時の大蔵の皆さんの大變何というか理解で、それを売る許可をもらいました。そして、いまは十五億売ろうような大きな企業になってきたんです、町営の企業として。初めは、これもいまの風力で作っている——ちよつとこの新聞を大臣のところへ持っていくもいた。こういうのがやがて大きくなる可能性、ならないかもしれないですよ。しかし、そういう可能性を持っている芽をいまのうちに摘んでしまふ、こういうばかんなことが私は許されてはいけないうんです。わずかずつでも売らせて、なるほどいい塩だということになって、それもいま自分たちでエンヤコラと積んだようなタワ式製塩法ですから、これはコストから何からいってもなかなか簡単にいかぬでしょう。しかし、もつとこれらを大きな研究のテーマとして取り上げれば、何も塩をつくることだけではない、

く、波の力を利用した新しい代替エネルギーという角度での研究にならないわけないんです。それにはやっぱり予算が少ないうんです。大丈夫間に合っていますかというようになことを言っていますけれど、そんなはずないんです。もつともふんだんに代替エネルギーの方に思い切つた予算づけをしなければ、国家百年の大計の上に立つて大變だということについての大臣の御認識を承りたいと思います。

〇説明員(原秀三君) ただいま先生御指摘ございました大島の試験製塩の件でございますが、申請がございました場合に公社といたしましては、やはり企業規模あるいは採算性がどうかという点は検討しなければなりません。そういった点を検討いたしました結果、先ほど飯田理事が申しましたような、その両者の点に問題点ありということ、残念ではございますが、通常の製造許可ということとはできなかったでございますが、ただ、先生御指摘のように、省エネルギーのもとで製塩業をやるという御趣旨は、私どもとしても大變ありがたいことかと思っております。それで、約一週間前なのでございますが、試験製塩の結果、三百キロぐらいの塩ができたという御報告をいただいております。

それで、試験製塩でございますと、これは廃棄処分をしなければならぬ。これは先生御指摘のとおり、大變わずかな量でございますが、そういった省エネルギーというものでございました塩を廃棄するということは、私どもとしてもいかに常識から見てもつたないことかと思っております。で、一週間前に申請が出たばかりでございますので、私どももいたしましては早い機会に現地を調査いたしました。品質の点、あるいは今後とも継続的に生産ができるかどうかという点をチェックさせていただきます。そういう点で十分クリアできますならば、何とかこれを廃棄しないというような方法を考へてまいりたいと思っております。そのので、御了承いただきたいと思っております。

〇丸谷金保君 そうすると、公社の方としては前

向きに、まあ販売ということにいきなりいかなくても、頒布くらいはさせてやろうという気はあるわけでございますか。無料で頒布と言いましたか、何と言いましたか……。

〇説明員(原秀三君) いずれにいたしましても、廃棄ということにせし、流通に乗せるということとを検討したいと思っております。

〇丸谷金保君 流通に乗せるといひましても、公社が買い上げて売るなどというように、ただ、だみないな値段で買われたのじやと大變なん、相当の価値があるんですから、これはおいしい塩ということ、市場価値とすれば公社の塩の十倍も三十倍も高くても飛びつく人がたくさんいるんですよ。そういう形をとっていただければ、自由にとつ。衛生上の問題あると思ひますが、私が生きているから大丈夫です、そのことは。

〇説明員(原秀三君) いまの幾らでどうするかという点、なかなかむずかしい問題だと思ひます。ただ、先生の御趣旨は私どもも頭に入れて検討させていただきますと思ひます。

〇丸谷金保君 それでは、次にアルコールの問題なんです、五十三年の四月二十五日の参議院の大蔵委員会、附帯決議で、アルコール添加をする場合の表示については、清酒と同様に他の酒においても表示が行われるよう指導するという決議が行われておる。二年たったんですが、まだ実はこれできていない。

大臣、これは日本酒にだけは、小っちゃくて虫めがねかなんかで見なきゃわからぬくらいでも醸造用アルコール添加と書いてある、三倍醸酒とわれわれは言っておりますけれど。しかし、ほかのウイスキー類とかブランデー類とか、そういうふうなものについては全然表示しなくてアルコールをどんどん使っているんですよ。まず不公平ではないかということについて、こういう決議を当委員会が行っているんです。できるだけそれに善処するということなんです、公取の方ではこれはどうなっていますか。

〇政府委員(柳持浩治君) 公正取引委員会におきましては、御指摘の大蔵委員会の附帯決議に即しまして、酒類につきまして表示に關します公正競争規約を設定いたしました、適正な表示が行われるように指導してまいつたところでございます。

そこで、現在までのところ、ビールにつきましては、昨年十二月に表示規約を認定いたしました、ことしの七月からこれが実施に移ることになっております。それからウイスキーにつきましては、実は国産と輸入との問題がございまして、国産のウイスキーにつきましては、すでに業界から、先生御指摘の分も含めました申請が出ておりまして、現在輸入ウイスキーにつきましては同じ内容の規約を設定するように指導しております、両者がそろいました段階で、公正取引委員会として認定の運びにいたしたいというふうに考えております。

それから、先生の御指摘になりました清酒についてでございますが、これは自主的な基準でございまして、規約でございまして、これも景表法に基づきます公正競争規約といたしまして設定いたしますように、業界を現在指導しているところでございます。

〇丸谷金保君 ビールにもアルコールが入っているんですか。

〇政府委員(柳持浩治君) ビールにつきましては、原材料、それからアルコール分という趣旨でございまして、

〇丸谷金保君 最後に大臣に、太平洋テレビ事件というのがございまして、この件について昭和五十年の六月十八日の衆議院の決算委員会、塚田庄平議員が質問をし、当時の大平大蔵大臣が「一般、太平洋テレビ事件につきまして塚田委員から御質問を受けまして、この長い係争事件によりまして清水氏初め関係者が大変悲惨な運命に泣かれたこと、御同情申し上げるに余りあるものがございます。また、国税当局が結果として敗訴になったということ、国税当局として面目もないことと

あると思つております。

この事件は、いろいろ国税当局にとりましても反省すべき事件であつた」という答弁がなされておるんです。そして、これについては、国に対して被告であつた清水氏から損害賠償の民事訴訟が起きております。しかし、それからもう四年もたったんですが裁判が全然進展してないというふうに聞いておるんですが、法務省の方、いかがですか。

○説明員(藤浦照生君) 答えいたします。

御質問の民事事件につきましては、現在、東京地方裁判所において準備手続という形で審理が行われております。この事件につきましては、昭和四十九年四月の刑事裁判無罪判決の確定以来、準備手続係属中でございますが、以降、大体二カ月に一遍の割合で期日が開かれておる、こういう状況でございます。

○丸谷金保君 二カ月に一回何が行われているのか、もう一回ちょっと大きな声で。

○説明員(藤浦照生君) 双方の主張の整理、それから証拠の整理という手続が準備手続の中で行われているわけでございます。

○丸谷金保君 事務手続の中で行われているということですか。

○説明員(藤浦照生君) 民事訴訟法、それから民事訴訟規則の中で、民事事件の複雑な事案につきましては、裁判所の裁量によりまして、準備手続といつて口頭弁論の集中的な審理や効率的な審理を遂げるための準備、そういう形の手続が制度的にございまして、もちろんこれは裁判所のお考えによることであります。裁判所の方で準備手続に付するのが相当とお考えの上で付されて、現在その手続進行中でございます。

○丸谷金保君 大臣もう時間ですから。

実はこの問題、非常に複雑な問題ですが、また大平さんの言われたように悲惨な状態にあるんです。私はこの関係の問題を調べてみまして、もう本にもなつて出ているんです。国会図書館から借りてきたんですが、本も出ているんです。こういう

うことが行われておると、税理士法の審議がこれから始まるんですが、大変だな、これにもしも税理士がかかわつていたら、新しい改正法の中で大変なことが起こるということに気がついたので。

もう大臣も時間がございせんからきょうはそこまでしておきますが、そういうことも含んでいるということの御認識をきょうは大臣にしておいていただきたい。どうぞそういうことでございませう。

○国務大臣(竹下登君) 私も丸谷委員からの質問要項を受けとめましてから、いままでの会議録等をざつと読ませていただきました。認識は大変に深いとは決して申しません。が、大平総理が当時大蔵大臣として、五十年の六月、五十一年の七月、決算委員会でございますが、お答えになつておる考え方と私も一緒の考え方でございます。

○丸谷金保君 それじゃ、これで終わります。

○委員(世耕政隆君) 速記をとめてください。

○委員(世耕政隆君) 速記を起してください。

この際、十五分間休憩いたします。

午後七時二十分休憩

午後七時四十六分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○多田省吾君 大蔵大臣にお尋ねいたします。

今回、日銀は公定歩合を一%引き上げまして、預金準備率も引き上げたわけでございます。これは大変危機的な状況に立っている物価高騰に対する措置である、このように言われております。私も金融対策のみならず、財政対策も連動して機動的に運用をされていかなければ物価対策というものは思うとおりにならない、このように考えております。したがって、五十五年予算も英断

を持つて修正いたしましたして、インフレ圧力になつております赤字国債を大幅に減額する、あるいは公共料金の値上げを中心とする物価対策を根本的に見直す、また、物価対策費を予算措置に盛り込む等のことを考へて財政対策をとつていかなければ物価の高騰は防げない、このように思うわけでございませう。

大臣の所信表明にもかかわらず、最近の消費者物価の押し上げ傾向は大変なものでございませう。灯油やプロパン、あるいはガソリン等の高騰、それも便乗的値上げも相当あるようでございます。また、建設資材の大幅な値上がり等々考えますと、これは大変な物価高騰が今後考えられると思つております。政府の五十五年度六・四%の消費者物価の値上がり予想とは相反しまして、民間の研究機関等も九%あるいは十%消費物価が上がるのではないかと懸念しているわけでございます。

幸い今度、社公民三党共同の予算修正大綱も、政府また自民党にびしつと提示されたわけでございます。あした返答ということと要求されているわけでございますが、この三党共同の予算修正大綱を見ましても、いろいろ物価対策を考えたばかりに、やはり赤字国債の減額三千八百八十五億円とか、あるいは物価対策にしまして、たばこの据え置きを初め国鉄運賃や郵便料金や、あるいは国立学校の授業料、あるいは電源開発促進税の引き上げ、こういったものを全部やめて、またそのほかに生鮮食料品の流通安定対策も計上するといふようなことで、四千二百七十億円を予定しているわけでございます。私は、物価安定のためには大変これは効果も大きいと考えます。

またその上に、今回は衆議院の予算審議中に公定歩合の引き上げがなされたわけでございます。去年の三月でございまして、参議院の予算審議中に国債の利率を改定いたしました、私も参議院で軽視だと言つて怒つたわけでございまして、けれども、今回は衆議院の予算審議中に公定歩合の一%引き上げが図られたわけでございます。本来ならば、やはり五十五年の国債費等の変更等を考へ

ますと、修正するのが筋でございます。そういうことを考えますと、私は今回の三党共同の予算修正大綱には、そのほかに福祉の充実等の措置もとられて、国民的要求も非常に多く含まれていることとございます。私は大蔵大臣が英断を持って、この際、予算修正を図るべきである、このように思いますが、いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 政府といたしましては、この苦しい財政事情の中に各方面の意見も聞きながら編成して、今日、国会へ提出し御審議をいただいておりますのが、現状においてはベストだと考えておりますので、どうかそのような御理解を賜りまして、一刻も早くこれが成立いたしますことを心から期待をしておるという姿勢であります。

しかし、総理も申しておりますごとく、昨夜、野党三党共同の修正大綱が衆議院予算委員会理事會を通じて党の機関に示されたところでございまして、これに對しましては真剣に對して検討させていただきますと、こういうことを総理も申しておりますので、私も同じことを申させていただきます。

○多田省吾君 私は、先ほど申しましたように、やはりあすじゅうに前向きな答弁をなされることを心から要求し、また期待するものでございませう。

次に私は、今回の公定歩合の改定で、大臣がごつしやるように、金利調整審議に諮問した上で諸種の金利の調整が図られるわけでございませうが、一般に言われていることは、定額貯金は一%、普通預金などの流動性預金などは〇・七五%引き上げられる見通しであると聞いておりますけれども、第三次公定歩合の前回の改定の際には預貯金利というものは据え置かれたわけでございまして、物価高騰で実質的に預貯金というものは大変目減りしているわけでございませう。今回は預貯金利が引き上げられるといたしまして、この引き上げ幅では私はまだ足りない、適当でないと思つておりますが、その点どう考えられるか。

それからもう一点は、消費者ローンというもの

が庶民生活を非常に圧迫しているわけでござい
ます。この際、引き上げはなるべく見送るべきであ
る、このように思いますし、あわせて最近の住宅
ローンでございませうけれども、四月一日より新規
契約分から〇・三〇程度引き上げられるような話
を聞いておりますが、これは長期にわたるローン
でもありまして、私はなるべく引き上げ幅を少な
くする、あるいは引き上げない、そういう方向が
望ましいと思います。

特に、住宅ローンにしましては、最近はや金
の上げ幅も毎年非常に低くなっておりまして、高
利の住宅ローンのためにさまざまな生活破綻ある
いは犯罪というものが全国的に数多く起つてい
るわけでございませう。そういうことを考えま
す、この辺は大いに留意すべきではないかと。特
に、すでに契約した分の住宅ローン等は当然引き
上げはなすべきではない、このように考えており
ますが、大臣としてはこの点どう考えております
か。

○国務大臣(竹下登君) 今回の公定歩合引き上げ
に当たりまして、同時に、私の方から日銀政策委
員会に対して、預貯金金利の最高限度の変更につ
き検討するよう発議をいたしました。その発議に
基づきまして、この預貯金金利の引き上げ幅につ
きましては金利調整審議会で検討されることとな
っております。まだ決定されておられませんので、
その内容はやはりその趣旨に基づいてこの際
申し上げるわけにはまいらないということを、御
了解をいただきたいと思ひます。具体的に申し上げ
られる段階はございませうけれども、およそ
現在の預貯金金利の水準も含めた金利全般のパラ
ンス等を総合的に考慮して、決定されるというこ
とに相なるであろうというふうに考えておりま
す。

特に、御指摘いただきました住宅ローンの金利
につきましては、金融機関におきましては、国民
大衆が長期にわたり負担する金利であることにか
んがみまして、極力低位にとどめるよう努めてい
るところであります。現在その水準は八・二

二〇と、貸付期間が二十年に及ぶ長期の貸し付け
としてはきわめて低い水準となっております。

ただ、住宅ローン金利も基本的には市場金利で
あります。以上は、資金需要、資金コストの変化に
応じてある程度変動することはやむを得ないところ
でございまして、住宅ローン金利の変更は、四
十八年の十二月の金融制度調査会の答申の趣旨に
従いまして、長期プライムレートや定期預貯金金
利が改定された場合に行うものとされておると、
こういうことになっておるわけでございまして、
で、今回の公定歩合の引き上げに伴う預貯金金利
の引き上げの方向で考えられておるところであり
まして、さらに長期金利全般の帰趨等も考慮に入
れた上で、住宅ローン金利につきまして関係者の
間で検討がなされることとなりましようが、当局
といたしましては御趣旨の点を踏まえまして、一
方資金コスト、金利体系に即した適切なものにな
るようにこれを指導してまいりたい。

なお、住宅金融公庫、これはまさに直接の関係
になります。個人向け一般住宅金利は五・五
に据え置くことにしたいというふうなことを考
えております。住宅金融公庫のその他の金利につ
きましては、運用部預託金利の改定に伴ってこれは改
定してまいりたいと、このように考えておりま
す。

○多田省吾君 次に、私は、今度の長短の金利全
般の改定が行われることを機会にいたしまして、
従来から言われておりますように、金利体系に市
場原理を導入するいわゆる金利の自由化という方
向をやはり模索すべきである、このように考え
ております。その点はどうお考えか、ひとつ明快
にお答えいただきたいと思ひます。

もう一点は、いわゆる零細預金者の利益重視と
いう立場から考えまして、民間の金融機関にも複
利預金構想を早く実現すべきではないかと、こう
いう声が強いわけてございませうが、その点はどう
考えておられるか、この二点をお尋ねします。

○政府委員(米里昭君) 金利の自由化のお話で
ございませうが、金利の自由化というものにつ

きましては、私もいろいろゆるるプライスメカニズ
ムを通じて資金の効率配分という観点から見
ましても、あるいはまた金融政策、景気調整政策
の有効性という観点から見ましても、長期的には
望ましい方向であるというふうに考えておりま
す。ただ、御承知のように、余りドラステックに
これを行うということになりますと、いろいろな
面に弊害が出てくるという点もございませう
ので、できるだけ弾力化、自由化を図る方向で一
歩一歩進めてまいるといふ方針をとっておるわけ
でございませう。

最近、かなりいろいろな面で自由化が進んでお
ります。たとえばコールあるいは手形市場の建
て値制廃止というふうなこともございませうし、あ
るいは民間金融機関によりまして自由金利である
CDが発行されたというふうなこともございませ
う。一歩一歩全体の金利自由化の方向に向かつて
進みつつあるというふうに考えておりますが、ま
あ今後とも弾力化、自由化ということ、余り
大きな弊害が生じないように、十分周知の問題も
検討しながら進めてまいりたいという考え方で
ございませう。

それから、二番目に御質問の複利預金構想で
ございませうが、これは金融制度調査会でもこの問題
を検討いたしまして、各方面の意見を聞きまし
た。これもいろいろ面からの議論がございま
す。新しい貯蓄手段でございませうので、他の貯蓄
手段にどう影響を与えるか、あるいはまた、
国民のニーズが那邊にあるかというふうなことを
踏まえながら、その導入につき検討し、各業界の
意見を徴しておるといふ段階でございませう。

○多田省吾君 五十四年度の財政計画の進捗状況
についてお尋ねしたいんですが、五十四年度財政
計画十六兆八千三百二十七億円のうち、新聞発表
によりますと、八カ月を経過した昨年十一月末ま
での消化額は三・二八の五兆五千二百二十五億
で、四カ月を残して七割近くが未消化というよう
な発表がございました。大蔵省では年度末までに
は消化すると言っておりますけれども、無理に消

化しようとする大蔵省の問題が起ると思ひます。
五十三年度も財政計画の約四分の一を使い残して
いるわけでございませうが、ここの二、三年来、民間
金融機関から出ている苦情は、政府金融機関の貸
し急ぎとか、あるいは民間金融機関の融資分野に
ような共通の苦情がございませう。

私は、この財政計画が今後どのように推移し
、また、どういふお考えでやろうとしているか。ま
た私は、この財政計画というものはやはりもっと
中小企業等の需要に即した改善策を講ずるべきで
ある。また、もっと有効に使うべき分野があるん
だということを考えておりますが、その点はどう
考えますか。

○政府委員(渡辺一君) 五十四年度の財政計画
の実行状況につきましては、ただいま先生の御指
摘のとおり十一月末で三・二八というところにな
っております。これは例年のペースと比較してみ
ますと、むしろかなりいい進捗状況である。たと
えば五十二年度は同じ十一月末の時点で三・〇
五、五十三年度は二・七〇というふうなことに相
なっております。このように、私どももいたし
ましては、五十四年度は進捗状況が非常に悪いと
いうふうには考えておらないわけでございませう。

財政投融資の実行がどうしても後半の方に集中
してくるという御指摘は、全くそのとおりでござ
います。当然のことながら、各財政機関は、まず
自己資金を使つていく。これは金利がかららない
金でございませうから、まず自己資金を使つてい
く。そして自己資金等を使い切った後で財政投資
金に及んでいく、こういうことになるわけでござ
います。特に地方債関係、これは通常、年度を越
しまして出納整理期間に集中して実行すると、こ
ういふふうなことになるわけでございませう。ど
ういふことなるわけでございませう。

まあ、年度最後のときに駆け込みで無理して消
化を図るのではないかと御指摘がございませう
が、必ずしもそういうことではございませう。私

どもといましては、大体五十四年度につきましては、去年五十三年度のような異常な事態を脱しまして、かなりいいペースで実行されておる、こういうふうな考えておるわけでございます。

○多田省吾君 そういってお答えには大変異論がありますけれども、次に私は、金の問題で、二質問しておきたいと思ひます。

最近、金が高騰しまして、昨年一月と本年の一月を比べますと三倍高になっております。昨年の十二月上旬で一オンス四百ドル台であったのが、下旬には五百ドル台、本年の一月中旬には八百ドル台、そして一月二十一日のニューヨーク商品取引所では先物相場が千ドルの大台に乗せた。しかし、これをピークにして反落に転じまして、二月初めの直物相場では六百七十ドル前後となっておりますが、やはり昨年一月と比べますと三倍高の大変な高値になっているわけでございます。それについて、大変犯罪も起こっております。また、被害を受けている人も多いわけでございまして、大変な社会問題になっておりますが、昨年末に通産省の指導で業界は日本金地金流通協会ですか、これを設立いたしました啓蒙を始めたわけでございまして、現在の金取引におけるトラブルの発生状況はどうなのか。

また、日本純金取引協会及び和光通商が去る十九日、金の先物取引で五億円の詐欺で捜査され、逮捕者が出たと言われておりますが、こういった事件が跡を絶たないというのはいささかところに原因があるのか、今後の対策をどうするのか。

また、最近では、公設の金取引所を設置してほしいという声もありますけれども、それについてどう対処するのか、通産省に二、三の点をお尋ねしておきます。

が、昭和五十四年度の四月から十二月までの件数で二百九十九件を数えております。それから、それにかかわる金額は八億円を超えているというのが実情でございます。なお、この数字は、一般的な取引相対も入っている模様でございますので、この数字が通産省に寄せられました被害総件数というわけではございません。なお、このほか、当省以外にも、警察当局や地方自治体に出ている被害届等があると考えております。

次に、現状のいわゆるブラックマーケット問題というものをどう考えているのかということでございますが、この問題の起きている原因と申しますのは、わが国におきます金の民間保有というものが、昭和四十八年に金の輸入が自由化されたわけでございますが、まだ数年を経たばかりであるというところで、このために一般消費者の金に對する関心が若干高まってきているにもかかわらず、一方で、金に對しまする知識がきわめて不足しているということにあると考えております。

したがいましては、通産省といたしましては、被害防止のためには、まず一般消費者に對しまする啓蒙普及及びPR活動というものが非常に重要と考えておりまして、このような観点に立ちまして業界を指導し、あるいは経済企画庁とか警察庁等とも連絡をとりつつ、PR活動に努めてまいりたいわけでございます。

この登録に当たりましては登録審査委員会というものを置いておりまして、この審査を通じましていわゆる悪徳業者は厳しく排除していくとともに、問題のない業者はできるだけ登録を行うように指導してまいっておるわけでございます。この登録によりまして、一般消費者が安全な金の売買を行うための店舗の選択の一つの目安になるようにしたいと考えている次第でございます。

○委員長(世耕政隆君) 速記をとめてください。

○委員(世耕政隆君) 速記を始めてください。

○多田省吾君 時間もないうから、最後に大臣にお尋ねします。

大臣も御存じのように、わが国の金準備というのは過去から非常に少ないわけです。新IMF体制になりまして中央銀行では金をふやすことができないというようなことで、相変わらず金は少ないわけでございまして、この結果、一オンス四百ドルの試算によりまして、従来のSDR評価の場合と比べまして、金準備の多い国では外貨準備総額は非常に増大をしているわけでございまして、特にアメリカ、西ドイツ、イタリア等は外貨準備総額の順位では非常に上位になる。日本は六位ほどにも転落をしていく。現在の一オンス七百ドルということとすると、この格差はますます開くわけでございます。現在の日本では、金・外貨準備小国というふうな感じを持っておるわけでございまして、現在わが国はどの程度金を保有して、世界でどのくらいの順位になるのか。また、このような状況をどう考え、どのように対処していくのか。

それから、最近はお金にのりかた、ECとか、あるいはフランス等におきましては、SDR本位から金本位というのを考えているような節が見られるわけでございまして。特に七九年三月にスタートした欧州通貨制度——EMSでは、御存じのように加盟各国が保有する金ドル準備の一部を供出するというようなことで、金にリンクするよう傾向がございまして。また、フランスが、こ

しベニスで開かれるサミットではやはり金の復位を提案するよう動き、このようなことも伝えられていくわけでございまして、そういった動きに對してどのように考えておられるのか、最後にお尋ねいたします。

○国務大臣(竹下登君) 多田委員、いろいろ御心配の向きあるかと思うのであります。

まず、現在の保有量の問題について申し上げますと、五十五年一月末現在の外貨準備高は約二百十億ドルでありまして、そのうち金は約十一億ドルになっております。で、国際通貨制度におきまして金の中心的準備資産としての役割りを縮小するという考え方は国際的コンセンサスとなっております。まして、現行のIMF第二次改正協定にもこの考え方が盛り込まれております。しかしながら、わが国は、一部欧米諸国に比べますと金保有額が少なくないことは事実でありまして、また、金が通貨当局の資産として価値を持っている事実は、そう急に變化するものではないと思われまして、いづれにしましても、現在のようないかなる国際通貨情勢の不安定な状況下においては、今後の金の取り扱いについてはわが国としても慎重に對処しなければならぬと考えております。

そこで、わが国が今後金に對してどのように対応するかは将来の重要な検討問題であります。現在のように国際通貨情勢の不安定な状況下にございまして、わが国が金を購入する意図があるのかのような発言をいたしますことは、国際的な、また為替相場等に大きな影響を及ぼすおそれがございますので、この点におおききのこと慎重であらねばならぬ。

私も振り返って考えてみますと、事実上どうも私が官房長官をしておりまして一九七一年がドルの兌換停止が行われた年でございまして。あの当時、もっと金をなせ買っておかなかつたのだというふうな批判を受けましたが、一方、あれは日本が金を買い出すからあの措置をとったのだというふうな風評も生んだ当時のことを考えますと、その前長い間、恐らく大蔵省の国際金融局当局で

は、そういうことを幾たびとなく考えたのであらうと思ふのでございますが、当時はアメリカ自身が売らなかつたというのが大きな理由で今日に至つたのではないかと思ふのでございます。

ただそこで、金復位の可能性をどう考えるか、極言すればそういう御質問になるわけでございませうが、まず価値基準としての金の役割りは完全に廃止された、これはIMF協定のもとでございませうが、そしてまた、増資払い込みその他、IMFとの取引において加盟国が金による支払いを義務づけられることもなくなりました。反面、SDRを国際通貨制度における中心的な準備資産にするという方向がうたわれ、デフレアされておるといふこと、したがって金の国際通貨としての役割りは徐々に低下させていくという考え方が貫かれておりますので、わが国としてもその方向を支持して今日まで参りました。

したがって、最近の金価格の急上昇等に伴つて御指摘のような可能性が驗まつたではないかという意見もございませう。しかし、金の生産が量的にまづ限られておるといふこと、それから地域的に著しく地球上でも偏つた地域にあるといふこと、それから次に通貨当局の金保有が欧米の一部の国に偏つておるといふこと、それから先ほど来の御質問のごとく、まさに投機的にこの価格が著しく不安定であること、その理由によつて、金の国際通貨としての適格性に、これはまあどこから見ても大きな疑問がございませうので、金復位の方向についてサミット等も、このまま私が失敗しなければ私が行くわけでございませうけれども、恐らく国際的合意が金復位という方向でなされるというふうな可能性は、全くと言つていいほど乏しいではなからうかというふうな理解をいたしております。

○委員長(世耕政隆君) 本件の質疑は本日はこの程度にとどめ、散会いたします。
午後八時二十分散会

二月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本専売公社法等の一部を改正する法律案
(第九十回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
日本専売公社法等の一部を改正する法律
(日本専売公社法の一部改正)

第一条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中第四十三條の二十四を「第四十三條の二十五」に改める。

第一条中「たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第二百三十五号)の下に」「製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)を加え」「基き」を「基づき」に、「當る」を「當たる」に改める。

第四条の二第三項中「第四十三條の十三第三項の規定による積立金」を「第四十三條の十三の二第一項の規定による利益積立金及び同条第三項の規定による資本積立金」に改める。

第九条第二項中「第四十五條第二項」の下に「並びに製造たばこ定価法第二条第四項」を加え、「の外、」を「のほか、専売事業及び」に改める。

第二十七條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第七号中「の外を」の「ほか」に改め、「たばこ耕作組合法」の下に「製造たばこ定価法」を加える。

第四十三條の十三を次のように改める。

(専売納付金の算定の方法及び納付)
第四十三條の十三 公社は、たばこ専売法第二十九條第一項に規定する小売人(以下「小売人」という。)に売り渡した製造たばこ及び国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこにつき、毎事業年度、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(以下「専売納付金」という。)を翌年度五月三十一日までに國庫に納付しなければならぬ。

い。

一 製造たばこ定価法第一条第一項の表に定める当該製造たばこの種類及び等級(等級については紙巻たばこに限るものとし、同条第二項に規定する紙巻たばこ及び輸入紙巻たばこの等級は、同条第一項の表に定める一級品とみなすものとする。)の別に応じ、たばこ専売法第三十四條第一項の規定に基づき定められた製造たばこの小売定価に当該製造たばこの数量(包装単位ごとの数量をいう。)を乗じて得た額に、別表に定める率を乗じて得た額の合計額に相当する金額

二 公社が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四條の規定に基づき納付した道府県たばこ消費税の額及び同法第四百六十四條の規定に基づき納付した市町村たばこ消費税の額の合計額に相当する金額

2 製造たばこの小売定価が改定された場合において小売人が製造たばこを現に所有するときは、当該改定の日属する事業年度の専売納付金の算定については、当該製造たばこは当該改定の日属する事業年度の専売納付金の規定に適用する。

3 前二項に定めるもののほか、専売納付金の別表(第四十三條の十三関係)

算定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 大蔵大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十三條の十三の次に次の一條を加える。
(利益及び損失の処理等)

第四十三條の十三の二 公社は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、これを利益積立金として積み立てなければならぬ。ただし、繰越欠損金があるときは、その利益を繰越欠損金の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額を利益積立金として積み立てなければならぬ。

2 公社は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならぬ。ただし、利益積立金があるときは、これを減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額を繰越欠損金として整理しなければならぬ。

3 資本取引により生じた額は、第四条の二第二項の規定による資本金の増加の場合を除き、その都度資本積立金として整理しなければならぬ。

附則第四項中「第四十三條の二十二」を「第四十三條の二十三」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

種 類	等 級			率
	一 級 品	二 級 品	三 級 品	
紙 巻 た ば こ				千分の五百六十五
刻 み た ば こ				千分の四百四十五
パイプ た ば こ				千分の三百十
葉 巻 た ば こ				千分の五百五十五

(たばこ専売法の一部改正)

第二条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

2 公社の製造する製造たばこの種類、等級及び品質については、別に法律で定めるところによる。

第三十四条第一項中「公社は」の下に、別に法律で定める製造たばこの最高価格の範囲内において「を」を加え、「小売定価を」を品目ごとの小売定価に改め、「この小売定価中」には、「の下に」を「当該製造たばこに係る日本専売公社法第四十三条の十三第一項に規定する専売納付金の額の算定の基礎となる額並びに」を加え、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第七十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

(製造たばこ定価法の一部改正)

第三条 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表紙巻たばこの項中「八五円」を「一〇〇円」に、「六〇円」を「七五円」に、「四〇円」を「五〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「二〇円」を「三三円」に、「六〇円」を「七二円」に改め、同表葉巻たばこの項中「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同条第二項中「百五十円」を「百八十円」に改める。

第二条を次のように改める。

(最高価格の特例)

第二条 大蔵大臣は、前条の規定にかかわらず、公社の一の事業年度のたばこ事業の損益計算において、損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合として政令で定める場合であつて、同条第一項に規定する種類ごと、等級別の製造たばこ

(同条第二項に規定する紙巻たばこに該当するものを含む。以下次項までにおいて同じ。)

の最高価格(以下「基準最高価格」という。)を上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるものでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができないと認めるときに限り、製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の範囲内において、基準最高価格に代わる製造たばこの種類ごと、等級別の暫定的な最高価格(以下「暫定最高価格」という。)を定めることができるものとする。

2 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めた場合において、なおこれを上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるものでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができないと認めるときに限り、製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の範囲内において、基準最高価格に代わる製造たばこの種類ごと、等級別の暫定的な最高価格(以下「暫定最高価格」という。)を定めることができるものとする。

3 前二項に規定する物価等変動率とは、基準最高価格が定められた日の属する事業年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

4 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めようとするときは又は暫定最高価格を改定しようとするときは、あらかじめ、日本専売公社法(昭和二十三年法律第百二十五号)第九条第一項に規定する専売事業審議会の議を経るものとし、当該暫定最高価格を定めたときは又は当該暫定最高価格を改定したときは、これを公告するものとする。

5 大蔵大臣は、暫定最高価格を改定した場合において、第二項に規定する事情と同様の事情が認められるときは、同項の規定により改定さ

れた暫定最高価格を改定することができるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「暫定最高価格を定めた場合」とあるのは「暫定最高価格を改定した場合」と、「当該暫定最高価格」とあるのは「当該改定された暫定最高価格」と、第四項中「暫定最高価格を定めようとするときは又は暫定最高価格を改定しようとするときは」とあるのは「改定された暫定最高価格を改定しようとするときは」と、「当該暫定最高価格を改定したときは」とあるのは「当該改定された暫定最高価格を改定したとき」と読み替へるものとする。

7 第一項又は第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による暫定最高価格は、それぞれ基準最高価格に一・三を乗じて得られる額を超えることはできない。

第三條中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

(製造たばここの品目ごとの小売定価の決定)
第三条 製造たばここの品目ごとの小売定価の決定に当たつては、公社が日本専売公社法第四十三條の十三第一項に規定する専売納付金並びに地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)第七十四條に規定する道府県たばこ消費税及び同法第四百六十四條に規定する市町

村たばこ消費税の納付を行うとともに、たばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができるよう、基準最高価格又は暫定最高価格(前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による暫定最高価格を含む。の範囲内において、原価並びに品質、規格及び消費の動向等を勘案して行うものとする。

附則に次の一項を加える。

4 日本専売公社法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)の施行の日において、同法第三條の規定による改正後の製造たばこ定価法第三條に定める小売定価の決定の要件に適合しない製造たばこで直ちに当該要件を満たすことが困難であると認められる特別の事情のあるものについては、大蔵大臣の承認を得たものに限り、当分の間、同条の規定(小売定価の決定の要件に係る部分に限る。)は、適用しない。

(関税定率法の一部改正)
第四條 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第十四條中「左の各号」を「次に」に改め、同条第五号中「日本専売公社又はこれらの」を「又はその」に改める。
別表第二四・〇一号中「三五五%」を「無税」に改める。
別表第二四・〇二号を次のように改める。

二四・〇二

製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

一 製造たばこ

(一) たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第三條(専売権の実施)の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの

- A 紙巻たばこ
- B 葉巻たばこ
- C パイプたばこ
- D その他のもの

九〇%
六〇%
一〇〇%
二〇%

(一) その他のもの	
A 紙巻たばこ	二五〇%
B 葉巻たばこ	二〇〇%
C パイプたばこ	二五〇%
D その他のもの	六〇%
二 たばこのエキス及びエッセンス	二〇%

別表第四八・〇一号中 A 製造たばこ用の巻紙用紙 無税 二〇% を

別表第四八・一〇号中二〇%を「無税」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の日本専売公社法第四条の二、第四十三條の十三(別表を含む)及び第四十三條の十三の二の規定は、昭和五十四年度以後の事業年度の専売納付金の納付及び決算について適用し、昭和五十三年以前年度の決算については、なお従前の例による。
- 3 (製造施設法の一部改正)
製造施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第三項」を「第二項」に改める。
- 4 (大蔵省設置法の一部改正)
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第七條中「左の」を「次の」に改め、同条第十七号中「の価格」の下に「及び製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)の規定による暫定最高価格」を加える。

第三條第六項を削る。
第六條第二項中「及び第六項」を削り、「とあるのはを」とあるのは、「」に改める。
第七條中「左の」を「次の」に改め、同条第十七号中「の価格」の下に「及び製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)の規定による暫定最高価格」を加える。
第十七條第一項の表専売事業審議会の項中「行い、その他」を「行うとともに、製造たばこ

定価法の規定による暫定最高価格の決定並びに専売事業及び」に改める。

二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、税理士法改正反対に関する請願(第三六四号)(第三六五号)
- 一、税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願(第三六六号)
- 一、一般消費税新設反対に関する請願(第三七二号)
- 一、税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願(第三七五号)(第三七九号)(第三八七号)
- 一、家具物品税撤廃に関する請願(第三九四号)
- 一、税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願(第四〇三号)
- 一、家具物品税撤廃に関する請願(第四〇四号)
- 一、税理士法改正反対に関する請願(第四〇八号)
- 一、税理士法の一部改正案反対に関する請願(第四一四号)
- 一、税理士法改正反対に関する請願(第四一四号)(第四二〇号)(第四二二号)(第四二四号)(第四二七号)(第四四八号)
- 一、一般消費税新設反対に関する請願(第四八六号)

一、税理士法改正反対に関する請願(第四八七号)(第四八八号)
一、税理士法の一部改正案反対に関する請願(第四九八号)
一、税理士法改正案反対に関する請願(第四九九号)(第五〇四号)

第三六四号 昭和五十五年二月一日受理
税理士法改正反対に関する請願
請願者 東京都文京区本郷五ノ一八ノ三日 本公認会計士政治連盟会長 中瀬 宏通外一名 豊君

理由
税理士法の一部を改正する法律案については、我々は、当初よりその上程に反対してきたが、これを押し切つて第八十七回通常会の審議に付された。そのため、我々は特に三箇所ほどの点について意見が十分にとりいれられ、それが納得しうる程度のものである場合は、当時の諸般の情勢及び時間的な制約もあり、やむを得ないものとし、今日まで一応事態の推移を静観してきたが、昨年末、税理士会内部より諸般の事情が大きく取り上げられ、これらのことが公にされたため、将来への不安を感じた会員の改正案反対に対する強い意志は、これを抑止することは不可能である。また、改正案の基本的性格として、我々が説明を受けたところのものは、税理士は税理士本来の業務に徹し、公認会計士は、監査に関する専門的職業に徹し、両者ともにその職分を明らかにするものであるという趣旨であった。我々は、公認会計士の業務には当然税理士業務が含まれると解しており、この趣旨に基本的に賛意を表することはできないが、仮りにこの趣旨のもとに

一、税理士法改正反対に関する請願(第四八七号)(第四八八号)
一、税理士法の一部改正案反対に関する請願(第四九八号)
一、税理士法改正案反対に関する請願(第四九九号)(第五〇四号)

においても次のような矛盾がある。(一)税理士の業務のなかに附随業務として税理士の名称を用いて会計業務を行うことにしていることについていえば、もともと公認会計士法第二条第二項の定めるところ、すなわち「公認会計士は、前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に應ずることを業とする」ことができる。但し、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。」と規定しているが、この規定は公認会計士が監査及び会計の専門職業人として権威あるものであるからこそ意味のあるところであり、この法文はまさにその事実を宣言したものであるといえる。税理士業務に会計に関する事項の混入することは当然であるが、しかし税理士はあくまでも税務の専門職業人であり、会計に関する業務に關与することがあつても、それは会計のごく一部分に限られたものにすぎない。会計業務に關与することがあるとの理由をもつて、公認会計士法第二条第二項類似の規定を新設しようとすることは容認できない。(二)改正案第三十三條の二には「審査」に関する規定があるが、審査は会計監査に極めて類似した行為である。外部監査人による会計監査は、だれにでもできる業務ではなく、一定の素養と厳しい訓練の上に成立する行為で、そのため公認会計士法が制定され、会計監査を公認会計士の独占業務とし、かつ、公認会計士の業務に厳しい規制が加えられている。こうした前提条件に欠ける者が会計監査に類似する行為を行はうような法律がつくられることについては、会計監査制度の健全な維持発展を確保するため、容認することはできないのである。(三)登録即入会制度を採用することによつて、通知公認会計士制度を廃止しようとしていることについては、現行税理士法第三条では税理士の資格を有する者として、弁護士、公認会計士及び税理士試験に合格した者を掲げている。これは公認会計士と弁護士とが同法第

一、税理士法改正反対に関する請願(第四八七号)(第四八八号)
一、税理士法の一部改正案反対に関する請願(第四九八号)
一、税理士法改正案反対に関する請願(第四九九号)(第五〇四号)

二条に規定する税理士の業務を行うに足る十分な学識と技能を備えていると認められているからには、公認会計士と併置し、公認会計士と併置し、公認会計士の名称を用いなくとも、当然に税務を業として営むことができるはずであつて、この趣旨に沿つて税理士会に入会しなくても税理士の業務が営めるよう通知弁護士（税理士法第五十一条）及び通知公認会計士（同法第五十一条の二）の制度が定められたのである。改正案は「監査は公認会計士、税務は税理士」との考え方を「登録即入会」と同一視し、通知公認会計士制度を廃止しようとしているのであるが、それが誤りであることは、通知弁護士制度を残そうとしていることから明らかである。通知公認会計士制度と通知弁護士制度とは、その本質において、その成立の歴史に徴してもなんらの差異を認めることはできないのである。しかるに、通知公認会計士制度だけを、確たる根拠なしに廃止しようとするのは、公認会計士に対する単なる言い掛かりとしかいえない。通知公認会計士制度は、その成立以來相應の社会的役割を果たしてきた。それは公認会計士の既得権である。この既得権を理由なき一方的な措置によつて廃止することは、国民の正当な権利を著しく侵害することになる。

第三六五号 昭和五十五年二月一日受理
税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 埼玉県八潮市八条二、五四〇ノ八 福野幸史
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第三六四号と同じである。

第三六六号 昭和五十五年二月一日受理
税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 東京都新宿区市谷富久町五九ノ一 〇三 小倉隆外三百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三七二号 昭和五十五年二月一日受理
一般消費税新設反対に関する請願
請願者 千葉市真砂二ノ六ノ四 稲富幸代 外五千七百三十六名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三七五号 昭和五十五年二月一日受理
税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 東京都中野区白鷺三ノ一二ノ九 篠井信外四十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三七九号 昭和五十五年二月二日受理
税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 東京都板橋区蓮沼町三ノ一 清藤秀美外四十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三八七号 昭和五十五年二月四日受理
税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 東京都調布市西つじヶ丘神代一六ノ五〇一 菊池泰子外九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三九四号 昭和五十五年二月四日受理
家具物品税撤廃に関する請願
請願者 福岡県大川市三九一七二ノ三 篠島勝外四百九十九名
紹介議員 有田 一寿君
理由
家具物品税を撤廃されたい。

第四〇三号 昭和五十五年二月五日受理
税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区柴又二ノ一五ノ一二 川窪和子外九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第四〇四号 昭和五十五年二月五日受理
家具物品税撤廃に関する請願
請願者 福岡県大川市向島一、八六六ノ二 近藤学外五百名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

オイルショック以降の需要停滞、また、輸入木材をはじめ原材料の極端な値上がりによつて中小零細家具企業は大変な打撃を受けている。現在、日本の家具製造業界は全国で業者数一万三千数社、そのうち従業員五人から二十人の事業所が実に九十パーセントも占めている。このような状況に更に拍車をかけているのが家具の物品税である。物品税は一九三七年（昭和十二年）、北支事変特別増徴法として創設され、ぜいたく品を中心に戦時下の増徴策として課税されてきたが、戦後一九六二年（昭和三十七年）に物品税法の全面改正を機に多くの商品に対して物品税が廃止、または軽減された。しかし、家具の物品税は一九五一年（昭和二十六年）に二十パーセントに軽減されたまま今日に至つており、その課税率は現在最高である。今日、国家財政窮乏の折、財政再建が叫ばれ、その方策としての不公平税制の改正が熱望されているが、我々の暮らしにとつて生活必需品である家具に対して、大幅な物品税が課せられることは不公平税制の顕著な例である。また物品税課税は製品開発、製造販売に大きな障壁となつており、この撤廃が家具産業の振興に及ぼす影響は誠に大である。またそこに働く労働者の生活の前進にもつながるものである。

第四〇八号 昭和五十五年二月五日受理
税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 京都市東山区本町五ノ一八一 柴田恵子外四百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四一〇号 昭和五十五年二月五日受理
税理士法の一部改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 京都市西京区松尾木ノ曾町 伊藤澄子外四千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
納税者国民の側に立つ税理士制度を発展させるため、税理士法の一部を改正する法律案に強く反対する。よつて、今国会で改正案が成立しないよう図られたい。

理由
税理士法の一部を改正する法律案は、（一）新たに「税務官公署の調査等」に關して税務官公署に対する主張若しくは陳述につき、代行することを明らかにする」としているが、これは、税理士の業務を拡大し、税務署の調査に際して主張や陳述をすることを税理士だけの仕事にしようとするものである。そして、税務署が納税者に余計な質問や指導をしてきたとき、仲間や組合の立合い、監視や抗議、更に必要ときには意見や考えを述べることは納税者の当然な権利であるにもかかわらず、組合の税金活動を「税理士法違反」として規制を強めることになる。（二）税務相談の内容に「税務官公署に対する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に關し、課税標準等の計算に關する事項について相談に応じることを明らかにする」を加えて、自主申告の基本となる記帳や税額にかかわる計算などの指導を、税務相談として禁止しようとしている。つまり、この改正案は、全健総連の三十年の税金活動を強く規制するものである。（三）「助言義務」の新設は、税理士をして税務職員代理をさせようとする発想で、自由職業人としての税理

第四一〇号 昭和五十五年二月五日受理
税理士法の一部改正法案の試験制度改正反対に関する請願
請願者 京都市西京区松尾木ノ曾町 伊藤澄子外四千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
納税者国民の側に立つ税理士制度を発展させるため、税理士法の一部を改正する法律案に強く反対する。よつて、今国会で改正案が成立しないよう図られたい。

士制度を形がい化しようとするものである。税務職員に一定の優遇措置を与え、税理士の資格をくれるというが、その結果、税務行政の下請機能化を押し付けることになる。したがって、一般消費税の導入を図った場合、記帳や申告、納税など税理士の手を経るべきことは明らかである。以上の理由により、我々建設労働者は、改正案に強く反対するものである。

第四一四号 昭和五十五年二月五日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市高井田中六ノ一九
日鷹隆三外八百九十五名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四二〇号 昭和五十五年二月六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢四ノ一九ノ一
〇 網谷達生外五百十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四二二号 昭和五十五年二月六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島五ノ一〇ノ一
一 源田誠外三百六十一名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四二二二号 昭和五十五年二月六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市高槻町一九ノ一〇
坂田茂弘外八百七十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四二三号 昭和五十五年二月六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

第五部 大蔵委員会会議録第三号 昭和五十五年二月二十一日【参議院】

請願者 神戸市灘区城内通四ノ四ノ二 岡
本克己外四百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四二四号 昭和五十五年二月六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 京都市山科区厨子奥若林町二一
森信二外四百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四四七号 昭和五十五年二月六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府生野区桃谷二ノ六ノ一五
浪床末治外四百十二名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四四八号 昭和五十五年二月六日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区三川口町三ノ六ノ一
〇新三川口ビル内 林達三外四百
八十六名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四八六号 昭和五十五年二月七日受理
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 京都市上京区上立売六軒町西入
中井澤外一万千名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第四八七号 昭和五十五年二月七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 京都市右京区常盤西町一七ノ六
秋山武外四百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四八八号 昭和五十五年二月七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町栗津七九
六 藤元法彦外四百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四九八号 昭和五十五年二月七日受理
税理士法の一部改正案反対に関する請願(二通)

請願者 徳島市昭和町二丁目 谷川順子外
六百十六名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第四九九号 昭和五十五年二月七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県大和市鶴間二、七七一ノ
三五 佐々木誠外二千六百五十九
名

紹介議員 佐藤 昭夫君

理由
今国会で税理士法の一部を改正する法律案を可決しようとしているが、この改正案は、「納税者に対する助言義務」規定や「納税相談についての帳簿作成義務」などを設け、罰則によつて税金の弁済士であるべき税理士を税務署の下請機能化し、一般消費税導入体制をはじめ徴税体制を強化しようとするものである。また、税理士業務を拡大することによつて、申告納税制度に基づく納税者同士の相談し合う自由や、自主申告の権利、憲法で保障している団結権を否定しようとするものである。

第五〇四号 昭和五十五年二月七日受理
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大分県別府市光町八ノ一九 伊藤
政義外二千六百五十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四九八号と同じである。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地震保険に関する法律の一部を改正する法律案

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案
地震保険に関する法律(昭和四十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「全損(経済的に全損と認められるものを含む)のみを」とを「損害(政令で定めるものに限る)を政令で定める金額により」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 託付される損害保険契約の保険金額の百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)を保険金額とすること。

第四条の次に次の一条を加える。

(警戒宣言が発せられた場合における地震保険契約の締結の停止)

第四条の二 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)第九條第一項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言(以下この条において「警戒宣言」という。)が発せられたときは、同法第三條第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的については、保険会社等は、当該警戒宣言が発せら

れた時から同法第九条第三項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するに至つた場合に於ては、大蔵大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定をする日）までの間、政府の再保険契約に係る地震保険契約（政令で定めるものを除く。）を新たに締結することができない。

2 前項に定めるもののほか、警戒宣言が発せられた場合（当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するに至つた場合を含む。）における地震保険契約の締結の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第二項中「前条第二項」を「第四条の二及び前条第二項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置等）

第二条 改正後の第二条第二項第二号及び第四号の規定は、この法律の施行の日以後に締結される地震保険契約について適用し、同日前に締結された地震保険契約については、なお従前の例による。ただし、同日前に締結された地震保険契約で同日において保険期間が終了していないもの（政令で定めるものに限る。）については改正後の第二条第二項第二号に掲げる要件を備えるものとみなし、同号に規定する損害が同日以後生じた場合には、当該損害をてん補するものとする。

2 この法律の施行の際、大規模地震対策特別措置法第九条第一項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられているときは、この法律の施行の際当該警戒宣言が発せられたものとみなして、改正後の第四条の二の規定を適用する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第二条中「十六億五千九百万特別引出権」を「二十四億八千八百五十万特別引出権」に改める。

第二条の二に次の一項を加える。

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる四億ドルの範囲内において、出資することができる。

（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

7 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千九百四十二億千六百二十二万円の範囲内において出資することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行つた出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による二億九百四十四万八千七百五十万特別引出権に相当する本邦通貨

の金額を限り、外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。